

第四十三回 参議院商工委員会會議録第十九号

昭和三十八年三月二十九日(金曜日)
午後一時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤岡 文三君
理事 上原 正吉君
岸田 幸雄君
近藤 信一君
向井 長年君

委員

川上 為治君
古池 信三君
豊田 雅孝君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
久保 等君
樁 繁夫君
奥 むめお君

國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

政府委員

通商産業 政務次官 上林 忠次君
中小企業庁長官 樋詰 誠明君
振興部長 加藤 悌次君
中小企業庁 指導部長 影山 衛司君

事務局側

常任委員 小田 橋貞壽君
会専門員

○中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業近代化促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤岡文三君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法案を一括して議題といたします。昨日に引き続き質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○阿部竹松君 前回の委員会におきましてもこの審議しております二法のお尋ねをしたわけですが、特にきょうは促進法の質疑を中心にしてやったわけですが、きょうはもう一本の対象になつておる法案についてお尋ねするわけですが、その前に樋詰さんにお尋ねしたいことは、二つの法案が、中身はそれぞれ別個ですが、しかし目的とせんとするところはほとんど変わりないわけ——てこ入れする方法はいろいろ違いますが、そのうち、中小企業関係の法案は私どもが記憶できないほど数多い。ですから、これは一本化してお出しなつたらどうかという気がするんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(樋詰誠明君) 業種別振興法を発展的に解消の方向に持つていつております近代化促進法の関係、これは中小企業の中でも、中小企業性が特に強いものであつて、しかも内外の経済情勢から見まして早急に近代化の必要があるというものを政令で指定いたしました。資金あるいは税制という面

で特別のバック・アップをしようというものでございしますが、助成法のほうは、これは必ずしもそういうふうには、常に限定された業種を対象とするものでございまして、もう少し幅広く中小企業むしろ一般にわたつて、普通の方法では資金の調達に困難であるというものに対して二分の一政府並びに県におきまして資金を貸し付けて上げると、それによつてほかの金融機関からも引き出すという役目をさせるといふものでございまして、もちろん促進法で規定されましたものもこの助成法の適用は受けます。しかし、助成法の適用を受けたものの中の、ほんの一部だけが、促進法の適用を受けるということ、大きな中の一部だけが促進法で取り上げられて、あなたは早急に体質改善をしないと国民経済上も困るので、ひとつ、やつて下さいというふうにお願ひするわけでございます。重複する分については先生の御指摘するような点もあるかと思ひますが、むしろ一般法と特別法というふうに御了解いただきたいと思ひてございします。

○阿部竹松君 きょう、衆議院の商工委員長から定議の点の修正点の内容を承りましたが、結論的には長官からもあわせて答弁があつたとおり、基本法ができてから定義を明確にするというお話でございしましたが、この法案も同じように考えていいわけですか。

○政府委員(樋詰誠明君) おっしゃるとおりでございます。

○阿部竹松君 それから県ですね。それぞれ地方都道府県との事業関係はどういうことになりますか。指導とかいろいろありますね。

○政府委員(樋詰誠明君) 県に対しては、一応現行の、現在の振興資金等助成法、これに十二条という規定がございまして、都道府県が政府から出された、従来であれば補助金の格好でよかつたわけでありましたが、今後は補助金のものと貸付と二つございします。その金を使つて、自分の県の金と合せて、貸付をやるといふ、事業を営みます際には、あらかじめ通産大臣の定めた基準に従つて、事業計画を作成するということになつております。通産大臣は、この基準というものを、国の政策、意図が一応府県に徹底するといふ配慮を持つて、この基準を定めていくわけでありまして、今後とも、県が実際の貸付を行なうというに際しましては、本来の目的にかつた貸し出しが行なわれるようにという方法で指導していきなさいと思つております。

○阿部竹松君 その資金助成法で助成をする場合、何か重点項目とか何とかあるのですか、そういうものはございせんか。

○政府委員(樋詰誠明君) 現在設備近代化補助金それから個々の企業に対する補助をやつております。これは三十八年度につきましては百六十六、業種別振興法は六十六ございしますが、資金の貸付を受けるほうの対象は一応百六十六というふうに、ほとんど、すべての中小企業を網羅するという格好で、

それぞれ県内で事情も違いますので、県がむしろ県内の産業振興という立場から百六十六の中から、適当なものを選んで貸し付けるといふことになつております。

○阿部竹松君 そうしますと、近代化資金補助制度のほかに、高度化資金というところで貸付制度を設ける、その理由はどういふところをねらつてゐるのですか。

○政府委員(樋詰誠明君) 個々の企業者といふものは、これはどの県にも一様におられるわけでございます。自分独立していろいろ仕事をしたいとおっしゃる方は、これは毎年々々尽きないだらうと思ひます。ところが一番典型的な団地の計画というふうなものは、これは必ずしも、毎年々々、すべての県にあるものではございせん。同業者が二十人以上集まつて、そうして、大いに共同施設を活用して能率を上げようといふことで計画を立てるわけでございます。ある年はあるけれども、その翌年はそういう計画は出ないといふこともあり得るわけでございます。従来の方法で参りますと、一応三年ないし、五年たちますと、業者からみんな県に金が返つてくるわけでございますが、返つてきた年に、当該県で新しい団地計画がないといった場合にも、県にその金がかどまつてゐるといふ格好になります。むしろ、われわれといたしましては、そういう当該県にすぐに貸し付ける対象がその年にないといふのであれば、それは一度国

にまで返していただいて、そうして今年度は国全体の立場から見ますと、その年に当該県にはなくとも、隣りの県に団地の計画があるというところもあるかと存じますので、国家的な全体の見地から見て資金を効率的に活用するという意味で、普通の補助金として県にやりっぱなしというもののほかに、県に貸付金として貸付が済めば、一応国から県に返していただく。そういう格好をとる。もし当該県にその予定、まだ計画があるならば、それをまたすぐその県に返していただく。しかし、一応は格好は返してまた借りたという格好になるものでございまして、全体の立場から効率的に資金を活用したいということで補助金と貸付と分けたわけでございます。

○阿部竹松君 続いてお尋ねしたいのですが、まあ助成対象の拡大と国のあれですね、助成は特に今後の資金の充実をはかる云々というふうな、そうしますと、この大抵どれくらい予算算入するか、その点をお聞きしたいのと、もう一つ償還を政令で定めたいというところですね。そうしますと、政令もできておるか、あるいは案があるかどうかかわかりませんが、できておらない、案がないというところで別ですけれども、もしできておればその貸付金の償還の方法、どういう中身で政令をおきめになるかということをお聞きしたい。

○政府委員(種詰誠明君) この償還の方法を政令で定めますのは、国から県に貸し付けた、県から国に返す場合の償還の方法でございますので、政令でわれわれはいんじやないかと思っておりますが、大体その内容といたしま

しては、貸付を受けた業者から県に返ってきた場合、いつそれを国に返さなければならぬのか、償還の時期と償還の方法、それから償還の金額、そういったようなものを政令で定めたいと思っております。

○阿部竹松君 金額は幾らですか。
○政府委員(種詰誠明君) 予算のほうには、これは個々の企業者に貸しつけますものが今年度四十一億、それが県から四十一億出まして、回収金の三十四億と合わせて合計百十六億として県から貸し出される。それから高度化基金のほうは二十三億百五十万円でございまして、これは県から出る分と回収金と合わせて、五十二億円の貸し出しが県から行なわれるということになるわけでございます。

○阿部竹松君 その額で、そうすると、貸付の対象とか貸付の方法は一切その県が責任をもつてやるということと、通産省のほうは政令で県との間の問題だけおきめになる。こういうふうに理解してもよろしいわけですか。

○政府委員(種詰誠明君) 個々の企業に貸し付けますものについては、先ほど申し上げました一般の貸付事業の基準というものがございまして、それにのっとってやるようにということになつておりますが、いわゆる団地につきましては、政令でございまして、政令自体の中に入つばかりの項目をあけて、いわゆる団地の資金として貸す場合には、その入つた条件に適合することというのをやっておるわけでございます。その代表的なものは、たとえば組合、少なくとも二十人以上の人が集まつて行なう団地であること。原則として同一業種あるいは非常に

関連の強い業種というふうな方々が集まつて共同施設を最も効果的に活用することができるとあること、それから団地の中に作る工場なりあるいは作業場なりというものの建物というふうなもの、その用途に応じて十分に安全性を持ち、耐久性を持ったものでなければ、たまたま建物を作つて、作つたけれども、すぐつぶれるといつたような不経済なことをやってはいけません、その他いろいろ道路の幅員の問題でありますとか共同施設の問題、構造物あるいは住宅等に対する配置が適正であるかといったような、いろいろ条件を定めておりました。これに従つて県をして実際の箇に当たらしめます。

○阿部竹松君 政府は別に中小企業高度化資金融通特別会計法という法律を出してはいますね。この法案との関係とこの運営はどういうふうに行なわれるのですか。

○政府委員(種詰誠明君) 別途大蔵委員会の方で昨日御可決願いました今の高度化資金融通特別会計法、それはここで御審議いただいております高度化資金という制度が新しくこの法律でこれから設けられるわけでございます。三十八年度からその高度化資金が設けられますと、県に一度貸した金が将来県から国に返されてくるわけでございます。そこで返された金は黙ってあれば、一般会計にみんな吸い上げられてしまひまして、中小企業向けにもらおうと思つて、またあらためて新たな予算の組み方をしなければならぬ。それよりもむしろ県から国に返ってきたものは当然中小企業向けに使える金だということで、それは中小企業用として自己回転させよう、そうし

て毎年々々新たに政府からそれに追加して新しい仕事をしていたかというところがいいんじゃないか。これを特別会計を設けないでおきますと、この御審議いただいております法律によりまして、県から国に金が返つてきて、それが全部一般会計に吸い上げられて、中小企業者のほうにそれを回してもらへるかどうかの保証がなくなりますので、それを必ず中小企業向けに確保するという意味で、特別会計を作つていただいたわけでございます。ですから、この法律の結局裏づけを、資金の出し入れと申しますか、国と県との間の貸付あるいは償還というものの事務を円滑ならしめるために特別会計をおく、また、その会計のいろいろな操作を規定したわけでございます。

○阿部竹松君 そうしますと、都道府県が作成する中小企業高度化資金融通貸付事業計画というものを、都道府県が作られるのでしようが、それはあなたのほうで基準を示されるのですか。それとも都道府県が独自の立場で貸付事業計画を立てるものか、その点をひとつお伺いいたします。

○政府委員(種詰誠明君) 各県に共通する基準は、これは通産大臣が定めるわけでございますが、その基準ののつとて、じゃ県内のどういふ産業を重点的にことし貸そうか、どういふ業種から取り上げていくかというふうなことににつきましては、これは一応県のほうにおまかせしてございまして。
○阿部竹松君 きょうも承りましたが、国の貸付金及び県の中小企業に対する貸付金は無利子、その無利子の意味もわかるような気もしますが、ひとつ明確にこういふことで無利子である

ということをひとつお尋ねしておきたい。
○政府委員(種詰誠明君) 中小企業者にとりまして一番切実に考えられます設備の近代化、それを実施しようという際にも、先立つものは金なわけでございますが、中小企業者、特に百人以下の規模の小さな方ということになればなるほど、自己資金の調達もむずかしいわけでございまして、銀行からも借り得ないわけでございます。そこで、先ほど申し上げましたかと思ひますが、個々の業者に対する実績は、四十九人以下というところ企業数で七三%、金額で六割以上、百人以下で大体金額にして九割に達するところまでいっているわけでございます。規模の小さな企業者というものにほんとうに必要な資金を貸してあげたいところ、これで半分無利子の金を調達いたしましたとしても、残りの半分はまたほかから借りてこなければならぬわけでございます。かりに一般の金融機関等から一割で借りてくるということになりますと、半部分がただで半分が一割というところでございまして、全部所要資金全額を通じますと五%というところになりますし、実際問題としていろいろもつと金利の高いところから金を借りざるを得ないというふうな面がいろいろございまして、そういう点を考えますと、早急に近代化を必要とする中小企業者に対して、できるだけ金利負担を少なくしてあげるといふことによつて設備の近代化を促進したいということ、もう一つ一番大きいのは、無利子の金を県が出したということ、ほかの金融機関がそれでは自

分のほうもまた半分めんどろみましようという誘いの役割を果たしたいというところで無利子にしているわけでございます。

○阿部竹松君　そうしますと、中小企業に対する都道府県の貸付金額に限度があると思うのです。限度があれば、大体その限度は何千何百万円か、それから貸付の種類ごとに、ちよつと複雑になるかもしれませんが、できれば説明していただきたいと思うのです。

○政府委員(補詰説明君)　一応貸付の限度と申しますのは、これはその当該設備に対する所要額の二分の一というのを限度といたしております。

あとのほうをちよつと……。

○阿部竹松君　種類ですね。

○政府委員(補詰説明君)　それから機械の種類、これはもう非常にたくさんございまして、何業のどういふ設備といたことで、これは毎年々々告示で公表しているわけでございます。これは品種にいたしまして、それこそ何百といふものであるわけでありまして、たとえば一例を申し上げますと、機械金属工業の中でも、鋳物製造業といったようなものを取り上げますと、鋳物製造業の際にも、いわば鋳物に使う砂でございまして、砂の処理機、あるいは鋳物の形を作る造形機とか、あるいは型を乾燥させる炉とか、いろいろなものがあるわけでございます。ただ、

そういう砂の処理機とかあるいは造形機といったようなものにいたしまして、非常に旧態依然たる古いものを安いからといって備えつけたのでは、これはほんとうの近代化の意味にもなりませんので、どうせ備えつけられるな

らば、たとえば砂の処理機にいたしましても、電動機に直結したものに限り、どうせこれからおやりになるならば手で何か砂を無理やりやるというところでなしに、もう少し進んだ能率の上がるような機械を備えつけなさい、それがなれば二分の一お貸ししますという格好で、これは業種によりまして対象設備をいろいろきめていくわけでございます。乾燥炉にいたしまして、温度調整が可能な乾燥炉というものでないとかえって失敗いたしますので、ただ炉を作ったから金を貸してくれろというのではなしに、鋳物に必要な乾燥炉は温度の調整が可能だという設備、それを作りたという場合には半分お貸ししましょうというところで、全部の産業につきまして、それぞれ中小企業が備えることによつて、将来その企業が強くなるのに役立つと認められるような設備を指定しているわけでございます。

○阿部竹松君　次に、工場等の集団化にかかわる貸付金についてお尋ねしたいわけですが、きのうも専田委員が触れられておったような気がしますが、団地などは昭和三十八年度に新規に助成の対象になる、こういうわけですが、ただ助成の対象になるというのを新たに明記しただけで、予定箇所というものはまだありませんか。もし計画の中にあればお示し願いたいと思ひます。

○政府委員(補詰説明君)　三十八年度から新規に設けられます団地は、卸商業の団地でございます。工場団地は三十六年度から認めていたんで、三十六年度が十、三十七年度が二十というのと、三十八年度は二十五やっていた

だかと思つております。大体全国から三十七、八の団地の御希望が一応非公式に表明されているわけでございますが、これからこれをおきめいただきますしたら、それに基づいて、正式の県からのヒヤリングをいたしまして、二十五工業について選びたい、こう思つておりますが、二十五でございますので、相当多数の県に、これはどういいますか、希望が三十七、八カ所でございますから、相当多数の県から出ていくわけ、それにつきましては、内審査等は現在までもいたしておりますので、この法律がきまつたところで正式にヒヤリングをして、重要と思われるものから指定していきたいと思ひております。

○阿部竹松君　そうしますと、今御答弁のとおり、大ざつぱな御答弁で、結論的には法案が通つてからヒヤリングをやつて御決定なさる、こういうことですか。了といたしまして、今の御答弁だけで判断しても三十七、八が大体内容を示している、申し入れの。しかし、長官のほうで考えになつておる二十五といふことになると、すでに十幾つかがはねられるといふことになりまふ。それからもう一つ貸付の限度が低いといふこともありますので、なかなか団地の、ほかもそうでしょうが、集団化が進まぬといふような懸念はあります。

○政府委員(補詰説明君)　先ほど三十七、八と申し上げましたが、これは一応パスに乗りおくれまいというところで、ただ自分のためにどういふ団地計画があるのといふことで名乗りを上げたといふことと、まるところがあるわけでございます。また、たまたまそういう県の担当官あたりからいろいろお話を伺つておりますと、ことしはとも無理だと思つたので、三十八年度一ぱいくらいにかかつて十分に基礎を固めたいと思ひので、三十九年度にはひとつどろどろしくお願いいたしますといふ経過も相当あるのでございまして、二十五

といふ数は、だんだんそういうふうにより具体的に話を進めていきますと、そういう無理なしのほう方をしなくても、大かたの御要望には沿ひ得るのじゃないか、ほかの方々はむしろそれじゃだれとだれが集まるのかといふことについては、ばく然としてはつきりしてないといふことから、この一年間に基礎を固めるといふことをされたいと思ひます。何しろ他人同士が共同してやろうといふことでございまして、やはりそれまでには相当の準備期間等も要ると思ひます。一応二十五でいいのじゃないか。

それから団地がはたしてうまくいくかどうかといふことでございまして、これは今申し上げました、今まで共同していなかった人たちが共同施設を利用するといふようなことを中心にいたします。いろいろむずかしいと思はれる面もございまして、今までの指定いたしました三十団地につきまして、一、二よりも当初の予定に比べて、それほどうまくいっていないと思はれるものがないでもないと思ひますが、大体においては所期の効果を上げる方向に向かつているものと考えております。

○阿部竹松君　企業の合併とか共同出資等を対象としてこの資金を出すというところは、この法の改正によつて初めてできることですか。今までの例といふものはないのでお伺いすることができませんけれども、大体どのようなことが貸付対象になるかといふこと、合併した一つの件数、これに予定されておる平均の都道府県の大体貸付金額といふものはどのくらいなんです。それとも業種によつてあるいは

規模によつて違ふわけですから、各個ばらばらなものが一つの目安を持つておるものか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(補詰説明君) まだ最終的にきまつたわけではございません。工場等が合併する、そういう際に助成金を、助成的な無利子の金を貸し付けるということは、これは今回新たにお認めいただいたと思つておる制度でございます。なお、どの程度の金を貸すかというところでございますが、大体のところ各県等の意向を聞いてみますと、一件平均一千万程度といったようなものを県から貸し出すというふうなことになるのではなからうかと思つております。

○阿部竹松君 そうしますと、中小業者の共同化による共同スーパー・マーケットのようなもの、これはできてくわけですが、そういうふうなもの、助成はどう考へておりますか。

○政府委員(補詰説明君) 共同スーパー・マーケットということになりますと、規模にもよりますけれども、大体かりに百坪程度の店をやるといふことにいたしますと、建屋とか、いろいろなカウスターだとか、レジスターの機械だとかいうようなもので、大さうばにいて坪十四万円ぐらい、そうなりますと、百坪で千四百万円ぐらい金がかかるわけでございます。この千四百万円のうち約半分をこれで貸し出すということになりまして、七百万円程度が共同スーパー・マーケットの場合には、一つのスーパー・マーケットに対して貸し出されるということになるかと思つております。

○阿部竹松君 スーパー・マーケットですが、今までいろいろな中小企業の協業化によらぬスーパー・マーケットが、ときどき当委員会でも論議されておる。そのスーパー・マーケットと中小商業者の、今お尋ねしたところの協業化によるところのスーパー・マーケットの規制というものはなかなか無理であらうと思つておるが、その付近の関係はどう考へておるのか。

○政府委員(補詰説明君) 先生のおっしゃいますとおり、非常に調整はむずかしいわけでございます。われわれもいたしましては、スーパー・マーケットというものは、最近の新しい時代の要請に沿つて生まれてきたというふうな面も多々ある。とにかく規格品を販売するという面では、これはセルフ・サービスで、コストも一番安くつくといふ面もございまして、これは時代の流れの一つであらうと、こう存じております。そこでわれわれもいたしましては、小売商たちが寄り集まつてスーパー・マーケットを作るといふことは、たつた今、先ほど申し上げましたように、大いに奨励しておるわけでございますが、それとどうも大きくなつていくと、寄り集まつた結果、大企業だといふ実態を備へることもあるわけでございます。そこで、スーパー・マーケット自体の規制というものは、非常にやかましくいたしますと、片一方で協業をしてとにかく大きくならないといふとおきながら、一方では少し大きくなるとお前は取り締まるぞといふ自家撞着の面が出てきますので、その間をどうすべきかということについて、今産業合理化審議会の流通部会というところで昨年の十二月

からいろいろ御検討いただいておられます。その流通部会での検討を待ちまして、必要な商業に対する政府の態度の取り方をきめたいと、こう思つておりますが、小売商業の保護ということと消費者の利益の擁護というもののかね合ひを、いかにこの点に持つていかうかという非常にむずかしい問題がございまして、もちろんいわけゆる大資本がいきなり出てきて、中小企業の生計を圧迫するといふようなことは、できるだけ避けていたきたいと、こう思つておりますが、今申し上げました消費者の利便も考へなければならぬ、むしろそれが第一じゃないかと、いふたような面等もございまして、非常に目に余るような弊害が出てくるおそれられる際には、これは行政指導で、その大企業自体に対して遠慮するようにといふことを強力に働きかけた、こう思つておりますが、全般的にスーパー・マーケット自体を規制するのにかしいのかといふことになりましたと、これはたとへばセルフ・スーパー・マーケットという、セルフ・サービスをいふものはみんなセルフ・マーケットで、ある程度規制をやるよりなところは、私のところはそうじゃないので、セルフ・マーケットの適用はないのだといふ言ひのがれをしよとするとところが出てきまして、半分以上はセルフ・サービスだといふことになりまして、四九%しか私のところはセルフ・サービスしてありませんといふ逃げるところも出てくる。そういった、それじゃ大企業の業者はみんないかにぬのだといふことになりまして、現在百貨店法というのが

あつて、地方千五百平米、六大都市、今度七大都市ですが、三千平米以上は取り締まることになっておるものが、ぐつと単位を一つゼロを落したぐらゐのところまでみんな取り締まるといふようなことになると、これはいろいろ憲法上の問題もございまして、また、消費者の利便の問題にもよろにぶつかるといふような問題もございまして、当面われわれが解決しなければならぬ、これは重要問題の一つであるといふ商業問題、こう思つておりますが、流通部会の結論が出るまで、もう少ししばらくそちらのほうに御検討いただいて、その上で善処したいといふふうに考へております。

○阿部竹松君 前回の委員会でも長官に、近代化、合理化、高度化の三つの持つ意味についてお尋ねいたしました。大体三つの意味は同じような中身だったように理解しておつたんですが、いずれにしても、三点についてお尋ねしたものですから、三点別個なような御答弁がなされておる。そうしますと、この近代化といふときに答弁なさつた、あの項目だけしか当ではまらぬ、こういふことになるわけですか。それとも合理化といふときに答弁した、あるいは高度化の場合に答弁した、それぞれの企業業種、こういふものの行為についても当ではまるわけですか。

○政府委員(補詰説明君) 昨日も申し上げたと思ひますが、結局中小企業についていろいろ従来の振興といひ、今度は近代化といひ、中に高度化といひ言葉があり、あるいは俗に合理化といふような言葉が使われる。いろいろな言葉を使われているわけでございます

す。しかし、これは結局は、この意味する大體のところは、いずれもそう大差はない、こう思ふわけでございますが、特にわれわれがここで近代化といふ言葉を使つておるものは、多分に中小企業には前近代的な要素があつて、それが生産性の向上を妨げているといふふうに思はれますので、その前近代的内容のものを払拭いたしまして、近代的な内容のものに、心身ともに改めようといふ意味では、これは近代化といふ言葉が一番ふさわしいんではなからうかといふふうに解釈したわけでございます。それで結局、近代化といふものは、企業自体を今のよう現実の経済情勢にふさわしいものに改めるといふことを目的とするものでございまして、高度化といふのは、これは近代化を促進するための手段的な概念、高度化された結果、高度化によつて中小企業は近代化される。片一方はその手段方法をさし、片一方はそれによつて到達されたところの中小企業の姿といふたようなものをさすといふことでございまして、この高度化の中には、一番中小企業の問題でございまして零細性を解消するために、共同していろいろ仕事をすること、そのためには企業の合併もございまして、協同組合の結成もございまして、あるいは小売商業形態、それが一番これはもうおくれしておりますので、それを今いろいろお話の出ましたスーパー・マーケットあるいは寄り合い百貨店といふような格好で経営形態を近代化するといふこともあらうかと思ひます。また、適正規模を確保することによつて初めて能率的な生産も行なえるといふことから、規模の適正

化ということもあるというふうに、手段にはいろいろの態様がございすが、大体われわれは五つばかりのものをあげて、それを基本法体系の法律の中では高度化とさせていただきますが、それらの手段を駆使してできた結果、中小企業は古くから抜け出して新しい時代にふさわしいものになる、いわゆる近代化されることになる、この言葉を使い分けておるわけでございます。

○阿部竹松君 合理化と近代化と高度化の三点についてお尋ねしたわけですが、これはこの法が実施されるにあつて、この該当する業種になるかどうかということが中小企業にとつて、これはやはり問題にならうかと思つてお尋ねしたわけですが、どうも近代化といふものの中身と高度化といふものの中身と合理化といふものの中身で、長官の答弁では、わかつてゐるのは長官だけで、私はよく理解できないのですが、極端長官ほどたんのうな答弁の上手な人がわからぬようになるというところは、結論的にいへば、全くあまり変わつていないということにならうかと思つて、この法案はききうで採決するつもりで次に進みますが。

最後にお尋ねしたいことは、きのうもお尋ねいたしました審議会です、それで、審議会という審議をされるので、業種を設定する場合に、中小企業当局といひましようか、あるいは通産当局といひましようか、そこで具体的に設定したことを審議会にお諮りになる、こういう御答弁がございました。そこで私は、きのう

お聞きしてからいろいろと自分で考えてみたのですが、もう省で決定して審議会に諮るということになれば、審議会の意味がないではないか。したがつて、当局で原案を作つて審議会にかけ、そして決定するというのが、審議会の持つ意味から、あるいは民主的にやるという意味からして、そのほうが妥当でないかと思つて、もう当局でおきめになつたのを、審議会は四十名以内という法の内容ですから、三十五名になるか三十六名になるかわかりませんが、四十名以内の方々が集まつて審議しても、あなたのほうで、おきめになつて審議会にかけるといふことは、もう審議会でなくて諮問機関で、参考までに御意見を承りましよう、と、こういうことになるわけですから、中小企業の代表が入つても消費者の代表が入つても、これは審議会があるといふだけで、かえつて責任の転嫁のみ審議会が受けて、実際の実施は当局でござらるゝということになりますので、この点だけは別に法律の改正も何も必要ございませんから、初めからその審議会にかけ、一応議論をしていただいて、その後省でおきめになるというふうな方法を、若干きのうの極端長官の御答弁とは違つたわけですが、審議会を活用するといふ意味において、そういうふうな方法を講じていただかぬかどうか、これは質問でなくて要請になるわけですが、それはしなれば、くどいようですが消費者の代表とあるいは学識経験者、あるいはきのう御答弁のあつた四種か五種の方々にあつて、単なる諮問機関で、ああそりですか、あとでいろいろと語つてみたところで、決定権は省にある

○政府委員(極端長官) 審議会にか

ける業種の選定は、これは一応法律上は主務大臣がきめるということになつております。ただ従来の業種別振興法になつておるわけでございすが、実際の運用は、審議会の方々の御意見を伺つて、この次はどの業種を取り上げようかといふことを御意見伺つて、それを役所がきめるということになつておりますので、今回も大体規定の際にできるだけ審議会の意見を伺つた上で業種をきめたい、それからその業種がきまりましたあと、それからどういふ計画を立てるか、近代化の目標といふものをどこに置かうかといふようなことになりまして、これは当然法律によりまして審議会にはかつてきめなければならぬといふことになりまして、それで、われわれといたしましては、それをもつてかくれみのに使おうといつたような意図は毛頭ございせんので、今先生のおっしゃいましたような御趣旨に沿つて初めから運用もし、有終の美をあげたい、こう思つております。それから先ほど非常に説明がわかりにくいようでおしかりを受けただけでございますが、高度化、近代化、合理化といふ言つておりますが、近代化と合理化といふことは、これはもう正直なところ内容は同じでございます。もう古いものを捨てて今の

時代にも最もふさわしい内容のものに変えろと、それをもし合理化といふなら合理化でもいいのでございすが、合理的な言葉はややもすると何かいろいろ切り捨てたとか、企業整備だとかいふたような観念を連想されるといふような方々もいろいろおられますので、そうじゃなくて、われわれが前向きに、非常に時代が変わつてゐる際、なるべく中小企業自身の体質を合理的なものにするという気持を歴史の流れといふものに合せて表現するといふことになれば、近代化といふ言葉のほうがいいじゃないかといふこと、近代化といふ言葉を使つたわけでございます、これは合理化で悪いといふと、合理化で悪いわけではもちろんございせん。ただそういう新しいいろいろな施策といふようなものも今回歸せられることになりましたので、新しい酒は新しい皮袋に盛らるべきであるといふようなこともございすので、この際、われわれ自身も今までの間に中小企業の振興助成といふことには努力したいといふことで、新しい言葉を使うことによつて、役所自身の気持も心機一転いたしまして、中小企業行政にさらに邁進したい、そういう決意の表明もこの言葉の中に含まれてゐるというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 やめるつもりでした

が、その言われるとまた反論しなければならぬが、きょうはどうか、私は午前中予算委員会に出ていて篠田治大臣にけんかを売られて、また極端長官が開き直るわけですが、しからは近代化といふ、そのものが前近代のもの、近代化に直す、前近代のもの

のは程度が低いから、今度高度化するといふことは、これはなるほど言葉が違つけれども同じです。きのうのあなたの答弁は食い違つております。しかし中身は同じですよ。確かに違つたに表現しておられる。熱意のほどはわかるけれども、あまりこじつけぬほうがよろしい。僕もやめるからあなたもやめて下さい。あなたに言われるともう一べんやらなければならぬ。するときはの採決にじやまになりますからもうやりませんが、午前中からどうもきよりの政府委員は高姿勢で、予算も上がるのだし、とたんに開き直つてきますが、よく速記録を讀んで下さい。あなたの答弁の三つのうち、合理、近代、高度、全然意味が違つたかどうかといふことをよくひとつ検討してみて下さい。もうこれ以上言ひませんし、答弁も要りません。

○近藤信一君 先ほど阿部さんから

質問しておつたんですが、協業によるスーパーマーケットの問題ですが、先ほど長官も言つておられますように、ちやちやものではだめだといふようなことを先ほどちやちやと言われたのですが、そつちやちやと、大体百坪といふことは、これは例として言われたわけですが、この建坪の基準といふふうなものを、そういうふうなものがあつたのか、これ以上のものには貸すとか、これ以下のものには貸さないとか、こういうふうな基準を設けてあるのですか。

○政府委員(極端長官) まだ今政令

の準備をしてゐるところで、はつきりきまつたわけではございませんが、少なくとも共同してこれからやらせようといふ以上は、まず下限二百平方メー

トル、坪にしまして、大体七十坪以上のものでなければ、せつかく寄り集まつてやるというても、あまり効果がないんじゃないかというふうに考へておりました。大体先ほど申し上げました百坪というところが一つの標準になるのではなからうかと思つておりますが、では、上限をどこまで持つていくかということにつきましては、もう少し検討させていたきたいと思つております。

○近藤信一君 最低七十坪くらいだと、上のほうの問題については十分考へてやると——大よその見通し、あんまりでかいものでもあなたのほうでは困ると思ふが、その点はどうか。

○政府委員(種詰誠明君) デパートが御承知のように地方に行きますと、五百坪というところで制限されているわけでございます。それとつり合ひ等を考えますと、スーパー・マーケットの場合に二百坪をこえるというのには、むしろ大き過ぎるんじゃないか、大体七十坪から二百坪程度くらいじゃないかという考へを思つておられますが、さらに正式決定はもう少し検討した上でやりたい、大体今の感じは二百坪くらいまでじゃなからうかというふうに思つております。

○近藤信一君 スーパー・マーケットの場合は、二百坪くらいでいいとして、今度は製造工場とか、これはもう中小企業の協同組合、こういう関係も入るわけですが、この共同施設等の問題、そうすると、二百坪やそこらではこれはだめな場合があると思はるが、そういう点はどうか。

○政府委員(種詰誠明君) 工場はこれは業種々々でいろいろ適正規模も違ふ

わけでございます。そこで工場につきましては、画一的にこれは最低このくらい、最高このくらいというわけにはいきませんので、ただ業種の実態に応じまして、ほんとうにこういう資金を貸し付けなければならぬという必要のある方には、お貸しするというふうな運用していきたいと思ひます。

○近藤信一君 今回の改正の一番の特色は、従来の振興資金と高度化資金と、それから設備近代化資金に分けられたところにあると思ひます。この二つの資金はそれぞれ先ほどから発言がありましたように、違つた貸付の対象を持つておるわけなんです。国の都道府県への助成の仕方も高度化資金については単なるこの方は融資、それから貸付——融資と貸付、近代化の資金は補助金ですね。こういうふうに分けてゐるのです。内容、貸付のほうも、それから補助金のほうも。

そうすると、今度は中小企業の立場から考えますと、高度化資金と設備近代化資金と、こういう両方に區別して借りさえすれば同じことであるからというふうな考へも実はあると思はるのだけれども、やはり両方ともこれは無利子で、償還期間、貸付金の限度、こういう点がそれぞれ同じようなことになるのです。で、利子が違ふとか、この償還期間が違ふとか、こういうことでなければ區別する意味はないと私は思ふが、ただ都道府県に一定の金額を手で無理にワクを作る、こういうことではなく、やはり資金の需要の方向に沿つて弾力的な運用をさせたほうが現実的なことではないかと私は思ふのです。こういう二つの資金を分けられたのは、一体財政的限度のた

めにも全部補助金で交付することができない、こういうことであるんだらうと思ふんですが、この点はどうか。

○政府委員(種詰誠明君) 確かにこの資金を借りるほうから見ますと、高度化資金を借りようが、設備近代化資金を借りようが、これは全然同じで、両方とも無利子で借りられるというわけでございます。ただわれわれは、この二つを分けましたのは、借主から見れば同じでございますが、国と県との間におきましては、一応個々の企業者におきましては、設備近代化資金のほうに貸し付ける。設備近代化資金のほうは、これはどの県にも必ず中小企業があられて、そしてその中小企業は絶えず設備の近代化というものをしたいといふことを考へておられるわけでございます。これはその県が、もう自分は県として設備の近代化資金を県の金まで出して無利子で貸し付けることをやめたというまでは、これは必ず必要が県内にあるんでございまして、それから、この資金は県にとどめておくほうがいいということ、これは補助金という形をとつておりますが、これも将来にありある県が、もう自分の県の中小企業者全部が設備が近代化されてしまつて、国の補助金も要りません、それから県でも県費を出さなくてもいいのですというようになって、いわゆる設備近代化の貸付制度ということをやめるといふことになりました場合には、一応これを返していただくということになるわけでございますが、ただこれは実際問題として永久に返らないで回転していくことになりま

は借手からすれば今のと全然同じでございます。毎々々々団地を作るとか、あるいは協賛するといつたような方が同じ数だけあるかどうかというところは、これはどこかがあつてわからないわけでございます。そこで、かりに金が返つてきた年に、その県内に適当な事業計画がないということになれば、それはむしろ隣の県に回すほうがより効果的じゃないかということ、一度国に吸い上げてつと必要度の高い県にお返しするということにしたいといふことで、これはもつぱら資金の効率的活用をはかるために国と県の間の形が補助金か貸付金かというだけでございまして、借手から見ると内容は全然同じでございます。

○近藤信一君 二つに分けられたこと、これは都道府県の立場から考へてみますと、設備近代化のほうは国からの補助金としてもらえる、そして高度化のほうは国から融資してもらつて、これだけ返さなくちゃならぬ金なんです。大体こういう區別をして、區別として判定していることだと私は思ふんですが、都道府県にとつて補助金をもらえる設備近代化のほうは得だ、こう考へる、それでそちらのほうに力を入れていくと、アンバランスが起きますね、そういうおそれが私あると思ふんですが、その点については政府はどういうふうに考へますか。

○政府委員(種詰誠明君) われわれ將來の方向といたしましては、もう数年現在程度の補助金を各県に交付いたしますならば、四十二、三年ごろになりますと、政府から一銭もかりに金が出

なくても大体毎年二百五十億程度の貸付はできる、いわゆる自己回転で、そのぐらゐの貸付はできるようになるはずでございます。そこでその程度までは国が補助をどんどん續けていくと思つておられますが、それから先、さらに拡大するかどうかという点については大いに検討をする必要があるんじゃないか、むしろこれからの考へ方といひましては、規模の小さいといふことに一番大きな悩みがあります。中小企業者が力を合せて大企業に對抗するといふことが必要でなからうかといふことから、高度化資金をできるだけふやしていく、そして協業といふようなものに対して、資金援助をやりたい、そういうふうな考へております。

○近藤信一君 この点は特に今度の改正に關係はないのですが、大体振興資金の貸付にあつたのの国の助成というのは、非常に機械的な方法で行なわれてきたわけですが、つまり、従来国が与える補助金の額は第十一条によりまして、都道府県が貸付金の財源に充てるために、県の一般会計から特別会計に繰り入れる金額と同額以内、こういうことで、都道府県が中小企業のために多くの金を出せば、やはり国からの補助金も多い、こういう状態になつていたのでありますが、これは中小企業対策に熱意を持つてゐる県のほうには、どうしてもたくさん補助金がいふといふことになるわけですが、これは一応うなずけるのですが、これはやはり必要性和熱意、こういうことで、十分に間に合ふと思ふのですが、財政窮乏のために、中小企業への金を出せないといふ都道府県というものがあつたと思ふので

すが、こういう国からの助成を行なうことができないので、これは都道府県が金がないから出さないから国からいかに助成するが、そうすると、貧乏県にはこれは全然補助金というものが流れていかぬというので、いつまでたっても、そこは依然として近代化ができない、こういう結果になるのではないか。地域差というものは、まだだんだん大きくなっていくと、こういう欠陥があると思うのですが、私は機械的にこういう問題を考えるのではなくして、地方の財政状態、実際必要に迫られているところ、こういうことも十分考えていかなければならぬかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(種詰誠明君) 確かに過去の例をとって見ますと、先生、今御指摘のように、非常に中小企業対策に熱をもつて、しかも財政にも比較的余裕のあるという県に、比較的国の金も廻り合せて出ているといったような例があつたわけですが、この二、三年来非常に地域格差の是正というより、いろいろなことが、各方面でやがましく叫ばれたというようなことも反映いたしました。今のところ、後進県は非常に積極的に中小企業には金を出したいので、政府のほうでぜひ自分のところには来年度は自分のところの配分をもらいたいということになりつつあるわけですが、そこで最近の二、三年はこの配分にあたりまして、今までは配分の薄かった県というものは、できるだけこの際おくれを取り戻すというより、厚く配分いたしたいという態度をとっておりまして、県が貧乏だからという点ももちろんございしますが、中小企業向けに出す

金といふのは、何十億も出さないと行かぬわけでもございせん。国全体で今ここにございます四十一億と二十三億というようなものを幾つかに分けるわけではございせん、この程度のものに見合ふものというものにつきましては、後進県の方でも十分に県内でやり繰りができるというので、また現実には後進県が最近希望をたくさん表明しております、われわれもできるだけそれに沿うように努力しておりますので、今後格差の是正というところに力を、重点を置きまして、先生の御心配のないような方向に持っていきたいと思ひます。

○近藤信一君 大体日本の政治というのは、陳情政治と、こつこつと行つて聞か言葉ですが、へんびなところほど、どうも中央への陳情がきぬといふくらい貧乏だし、できない。こういうところはいつまでたつてもだから国の補助なんか薄い。そういうことを私もよく聞かぬわけなんです。だから、必要に迫られているところが置いてきぼりになって、どんどん近代化していくものがますますよくなつていく。これはやはり同じ税金を納めている国民として矛盾しておるのじゃないか、こういうことをよく私も聞かぬわけなんです、やはりそういう点、今、長官が説明されましたように、従来はそうだったが、今度はやるというお話でございすが、今度はやるといふお話でございすが、それとちまた直すといつても、なかなかむずかしい問題だと思ひます、が、そういう面に対する考え方はどうですか。

○政府委員(種詰誠明君) われわれといたしましては、各地に通産局があるわけではございすが、通産局をしてできるだけ管内各県の中小企業の実情というやうなものを把握させまして、今までの金のどだけ流れたかというやうなことも、よくこちらから連絡すると同時に、通産局をして、管内の各県がアンバランスにならないようにということ、局を通じて指導し、それからまた直接にわれわれも、各県の方々が、いなかの方々が、一人々々の民の方々がおいでになることは、これは非常にむずかしいのでございすが、県庁の商工部長なりあるいは副知事なりという方はしつこく出てこられ、あるいは知事さんもおいでになつておられますので、そういう場合にわれわれの考え方を申しまして、おくれた県はそういう際に取戻すようにしつかりおやりになったらどうですかといふことをお伝えいたしまして、中小企業の全体のレベル・アップに努力するようになつて、心をかけております。さらに今後そういう方向に沿つて努力していきたいと思つております。

○近藤信一君 今度の改正によりまして、都道府県が貸付を行なう場合に、借主に対して保証人を立てさせる、こういうことでございすが、また担保を提供せなければならぬ、そういうことになつておるのですが、この改正をあらためてやるというの、担保がなかつたために不都合な事態が生じたので、こういうふうなことになるのかどうか。もしあつたとすれば、そういう具体例をひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(種詰誠明君) 従来は、保証人はとつておつたわけですが、保証人だけであつたわけですが、ところが中小企業者の場合、これはむしろ物的担保があつても、自分のために保証してくる人がいないといったやうな例がありまして、保証人を立てろといわれ、これを担保に金貸してくれんかといふたやうな御希望が、今まで再々あつたわけですが、そこで今回の改正は、保証人が、担保が、どちらからでもいいといふことで、両方ともわけはございせん。むしろ、今まで保証人になつてくれる人がいないのだ、自分の家を担保にしても十分価値があるが、貸してくれんかどうかという方に對しては、お貸しできる道を開きたいといふことで、担保でもよろしいといふことにしたわけではございまして、必ず物的担保をどうというわけではございせん。

○近藤信一君 今、長官の御説明でよくわかりましたが、担保も保証人も両方ということでなくて、保証人なり担保なり、どちらからでもいい、こういうことになるわけですが、そうすると、その場合、保証人の選定ということがまた重大な問題になつてくると思ひます。

○政府委員(種詰誠明君) これは、特に保証人につきましては、貸しますのが県でございまして、そうやかまじい、こういう人でなければいかんといふ条件はつけてないと思ひます。あるいは県によりましては、県に對する税金も納めていないといふやうな人ばかりなんですが、保証人につきましては、

その限定はいたしておらないはずでございせん。

○近藤信一君 振興資金等助成法の改正で、「等」という字が今度なくなつたわけなんです、中小企業近代化資金助成法というすっきりした名前になるわけですが、「等」がついてゐるのにはそれ相応な理由があつたと思ひます。これはたしか現行法の第十四条があつて、これが資金助成と性格の違つたものであることが理由であつたかと存じますが、この十四条は今度の改正でなくなるわけですが、それは別の法律の助成特別措置法の改正法でこれは削除する、こういうことですが、そのとおりですか。

○政府委員(種詰誠明君) おつしやるとおりでございせん。

○近藤信一君 そつしやう改正について、私は今まで何も説明を聞かなかつたのですが、もう少し親切にそういう点を明示していくべきじゃないかと私思ひますが、以上で私の質問を終わります。

○政府委員(種詰誠明君) たいへん失礼いたしました。

○委員長(赤間文三君) ちょっと速記を中止して。

〔速記中止〕

○委員長(赤間文三君) それでは速記を始めて下さい。

他に御発言もなければ、両案に對する質疑は終局したものと認めて、御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお、討論は両案を一括をしてお願いをいたします。

○近藤信一君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となっておりま

る両案に賛成する者であります。

わが国の経済において、中小企業がきわめて重要な地位を占めていることは、あらためていうまでもないことであります。今後、貿易の本格的な自由化を控えて、わが国経済が飛躍的な脱皮をはからなければならぬという事情を考えますと、中小企業対策として、ますます多くのことが講ぜられねばならないと思っております。

この二法案は、一定の計画のもとに、中小企業の近代化を促進する、あるいは近代化のために資金的助成を拡充するという趣旨でありまして、必ずしも十分の措置とはいえませんが、今後、充実されるべき中小企業対策の一環として、適切な措置であろうと考える次第であります。

ただ、私は同僚委員の賛同を得て、近代化促進法案に附帯決議をつけたいと思ひます。その理由は、質疑の中ですでに十分に明らかにされていると思いますが、決議の案文を読み上げることとて提案理由にかえさせていただきます。

中小企業近代化促進法案に対する附帯決議(案)

政府は本法の施行に当り、中小企業近代化促進法第三条による政令指定業種は、中小企業業種別振興臨時措置法でこれまでに指定を受け改善事項が告示された業種を、なるべく指定するようにすべきである。

以上であります。

○上原正吉君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま審議中の両案に賛成する者でございます。

両案は、中小企業基本法の関連法規としての性格を持つておるやに感じますけれども、この両案単独で、十分目下塗炭の苦しみを苦しんでおる中小企業者に対して貢献することができると考えますので、その上、四月一日施行ともなっておりますので、一日もすみやかに施行されて、中小企業者に多大の貢献あらんことを心から念願して賛成する次第でございます。

なお、近藤委員提出の附帯決議にも、全く心から賛成する次第でございます。

○委員長(赤間文三君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。まず、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤間文三君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業近代化促進法案を問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤間文三君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました近藤君提出の附帯決議案を議題といたします。

近藤君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤間文三君) 全会一致と認めます。よって近藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました附帯決議につきまして、福田通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(福田一君) 中小企業近代化促進法による業種指定にあたりましては、できるだけ附帯決議の趣旨に沿うよう措置することといたします。

○委員長(赤間文三君) 本日はこれをもって散会いたします。

午後三時一分散会